## 商品概要説明書

多目的ローン (基金協会)

(令和5年4月1日現在)

商品名	多目的ローン(基金協会)				
ご利用いただける方	〇次のいずれかに該当する個人の方。				
	・当JAの正組合員の方。				
	・当JAの准組合員の方。				
	〇お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。				
	〇原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方(農業者以外の自営業者				
	の方は前年度税引前所得とします。)。				
	〇農業者(認定農業者・認定就農者・第1種兼業農家)の場合は、前年度税引				
	前所得が 150 万円以上ある方。				
	〇原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方(農業者以外の自営業				
	者の方は営業開始後3年以上とします。)。				
	なお、新卒の農業者・給与所得者の方または転職者の方で転職先がJA系統				
	団体・官公庁公社・上場企業・保証機関が指定する企業の場合は勤続年数1				
	年未満でもお申込みいただくことができます。				
	〇生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本				
	人またはご家族の持ち家であること。)。				
	〇当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。				
	〇その他当JAが定める条件を満たしている方。				
資金使途	〇生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。				
	ただし、以下の資金は対象外とします。				
	① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金				
	② 負債整理資金				
	③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金				
	④ 営農資金および事業資金				
借入金額	〇 1 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。				
借入期間	○6か月以上5年以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用していただい				
	ている方は、6か月以上7年以内とします。				
借入利率	固定金利型です。				
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。				
	〇利率は店頭に掲示します。				
返済方法	〇元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、				
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え特定月に増額して				
	返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%				
	以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。				
担保	〇不要です。				

保証人	〇当JAが指定する保証機関(三重県農業信用基金協会)の保証をご利用いた						
	だきますので、原則として保証人は不要です。						
保証料	<ul> <li>○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.5%~年 1.2%の範囲内となります。</li> <li>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</li> <li>【例】お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(保証料率:年1.0%)</li> <li>お借入期間 1年 3年 5年</li> </ul>						
		概算保証料	5, 342 円	15, 522 円	25, 890 円		
手数料	<ul> <li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> <li>①全額繰上返済の場合…5,500円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500円</li> <li>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> </ul>						
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店(所)または金融部融資課(電話:059-384-1115)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777)・民間総合調停センター(大阪府)※  ※J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。						
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。						

JA鈴鹿